

## 全日中事務局だより

「教職調整額」四%から一〇%へ

中央教育審議会 審議のまとめを発表

▼今年の四月十九日、中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」はこれまでの審議内容についてまとめ（素案）を発表した。

▼この部会は、昨年六月二十六日に第一回を開催し、これまで議論を重ねてきた。同年八月二十八日には、教師を取り巻く環境整備について提言を文部科学大臣に手交し、翌二十九日にはこの提言を踏まえた文部科学大臣メッセージが公表された。

▼さらに、この審議の過程の中では、幅広く様々な団体から意見を聞くために八月から意見聴取が行われ、全日中も意見を提出した。

▼この意見書に、大きく次のような内容を記載し提出した。

一、教員が授業に集中できるように、

様々な業務支援の人的配置を要望する。

二、一部が進んでいるが学校給食費等の集金業務、学校施設の地域開放などの業務、部活動の地域移行などは、国の主導（予算確保）で、本来に担うべき各自自治体や教育委員会の業務として学校から切り離すこと。

三、中学校教員の持ち時数を高等学校教員並みに設定するなど、教員定数の改善を図ること。

四、教職調整額四%が現在の実態にあっていないことは明らかである。教職調整額の改善とともに、教員

個々の職務の負荷や職責を踏まえた給与のメリハリをつけていくこと。

五、すべての生徒が、すべての教科において専科免許を所有する教師から指導が受けられる配置計画を策定すること。

▼今回発表された審議内容についてまとめ（素案）の中で示された今後の方

向性は、大きく三つのポイントに整理されている。

(一) 働き方改革の更なる加速化

(二) 学校の指導・運営体制の充実

(三) 教師の処遇改善

▼まず、「働き方改革の更なる加速化」については、学校・教師が担う業務の適正化や各教育委員会の取組状況の見える化の推進、さらに教師のメンタルヘルス対策の充実等が述べられている。

▼「学校の指導・運営体制の充実」については、○小学校における教科担任制を三・四年生にも広げること。

○若手教員の支援にかかわり、新卒一年目は学級担任を持たせないこと。

○不登校児童生徒への支援のため、全中学校に生徒指導担当教師を配置すること。○若手教師へのサポートをする新たな職を創設すること。

▼教師の処遇改善については、○教職調整額を現行の四%から一〇%以上に

引き上げること。○学級担任については手当額を加算すること。○さらに、管理職手当の改善について記述された。

▼今後、本特別部会はこの素案を基に五月中に方向性をまとめ、中央教育審議会から答申を出していく。

その答申を受け、文部科学省は国会で給特法改正を目指すことになる。

▼しかし、この処遇改善に関しては、次年度の予算折衝という難関が待ち構えている。

▼一部報道では、教職調整額を一〇％に引き上げた場合の公費負担は約二一〇〇億円になると報じている。文部科学省として、この財源をどのように生み出すのか、財務省との熱き闘いがこの秋には始まることになるだろう。

▼一方でこの難関を乗り越えるために重要なことを忘れてはいけない。それは、いわゆる「骨太の方針」に具体的な文言として書き込めるかどうか懸

かっている。

▼いずれにしても六月に閣議決定される「骨太の方針」や答申後の文部科学省における政策の方向性など、全日中としても今後の動向をしつかり見守っていききたい。

謹んでお悔やみ申し上げ、御冥福をお祈り申し上げます。

(事務局長 富士道正尋)

会員訃報

栃木県鹿沼市立西中学校長  
大貫雅子様 五十六歳 四月二十六日

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）（素案）

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| （目次）                                 |    |
| はじめに                                 | 2  |
| 第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状            | 4  |
| 1. 我が国の学校教育の現状                       | 4  |
| 2. 子供たちが抱える課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化 | 6  |
| 3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状                  | 7  |
| 第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方              | 11 |
| 1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿        | 11 |
| 2. 教師を取り巻く環境整備の目的                    | 13 |
| 3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性               | 14 |
| 第3章 学校における働き方改革の更なる加速化               | 16 |
| 1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等         | 16 |
| 2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進              | 18 |
| 3. 学校における働き方改革の実効性の向上等               | 21 |
| 4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実             | 26 |
| 5. 柔軟な働き方の推進                         | 29 |
| 第4章 学校の指導・運営体制の充実                    | 31 |
| 1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等               | 31 |
| 2. 支援スタッフの配置の在り方等                    | 39 |
| 3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成            | 41 |
| 第5章 教師の処遇改善                          | 45 |
| 1. これまでの経緯                           | 45 |
| 2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について        | 46 |
| 3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について            | 50 |
| 第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等       | 53 |